

## 「温泉排水規制に関する検討会」設置要綱（案）

### 1. 目的

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の暫定排水基準については、平成 22 年 7 月の見直しにより、15 業種に対し平成 25 年 6 月末までの期限で設定されることとなった。

このうち、旅館業（温泉を利用するもの）に係る特定施設を設置している事業場についても暫定排水基準が引き続き設定されることとなったが、温泉排水の規制については様々な意見があるところである。

このような状況を踏まえ、「温泉排水規制に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置して、今後の温泉排水規制の在り方について検討するものである。

### 2. 構成

- (1) 検討会は、水環境や法制度に関する学識経験者、事業者等の関係者及び地方公共団体職員等で構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

### 3. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 温泉排水規制の現状と課題
- (2) 今後の温泉排水規制の在り方

### 4. 座長

- (1) 検討会には座長、座長代理を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。

なお、座長が不在の際は、座長代理が議事運営にあたる。

### 5. 事務局

検討会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。